

広島市障害者差別解消条例 (仮称)の制定について

健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課

<目 次>

- 条例制定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 条例制定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 法律と条例の関係・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 政令市の条例制定状況・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 条例の制定方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 条例制定のスケジュール(案)・・・・・・・・ 6 ページ

条例制定の目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が、平成28年(2016年)4月に施行されてから、本市では、これまで職員対応要領の作成や研修の実施、障害者差別解消支援地域協議会（本協議会）の設置、シンポジウムの開催による啓発等により、障害を理由とする差別の解消に向けて取り組んでいる。

また、昨年度策定した「広島市障害者計画〔2018-2023〕」において、「障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る『まち』広島を実現する。」を基本理念に掲げ、障害者差別の解消と権利擁護を重点項目として取り組むこととしている。

しかしながら、障害者差別解消法では、障害を理由とする差別に関する相談対応や紛争解決のための仕組み、体制についての具体的な規定がなく、実効性の確保が不十分であることから、紛争解決のための体制等について盛り込む、「広島市障害者差別解消条例(仮称)」を制定することにより、本市における障害を理由とする差別の解消の取組を推進し、「地域共生社会」の実現に資する。

条例制定の経緯

年月日	内 容
平成 2 8 年 4 月	障害者差別解消法が施行
平成 2 8 年 1 2 月	市議会において「障害者差別を解消する施策を推進するための条例制定などを求める決議」が全会一致で可決
平成 3 0 年 3 月	新たに策定した「広島市障害者計画〔2018-2023〕」において条例制定に向けた検討を行うことを明記

上記のほか、障害者団体から条例の制定を求める要望書が出ている。

法律と条例の関係

- ・日本国憲法 第九十四条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

- ・地方自治法 第十四条

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ・内閣府 障害者差別解消法第六条第一項に基づく基本方針 第1の2の(3)

地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。法の施行後においても、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる**上乗せ・横出し条例**を含む。）については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。

※上乗せ条例…当該法令よりも厳しい規制を定める条例

※横出し条例…当該法令で規制が加えられていない項目について規制する条例

政令市の条例制定状況

平成30年7月1日現在の政令市の条例制定状況は以下のとおり。

	都市名	施行日（施行予定日）
制定済み	さいたま市	平成23年4月1日
	仙台市	平成28年4月1日
	横浜市	平成28年4月1日
	新潟市	平成28年4月1日
	北九州市	平成30年4月1日
	福岡市	平成31年1月1日
予定	名古屋市	平成31年度中
	神戸市	未定

上記以外は、「道府県条例がある。」「法に基づいた対応で十分」等の理由から、「制定しない。」又は「国の動向（法施行後3年経過後の見直し）や他都市の動向等を踏まえて今後検討する。」など、当面条例制定の予定はない。

また、広島県も、当面条例制定の予定はない。

条例の制定方法

「広島市障害者差別解消支援地域協議会」を主たる議論の場とし、適宜本協議会にも諮りながら条例を制定する。

主な議論の内容は以下のとおり。

1. 条例の必要性、目的
2. 障害を理由とする差別の解消に向けた相談・紛争解決の体制整備
3. 障害及び障害者についての理解促進の取組

すでに施行されている障害者差別解消法を単になぞっただけのような理念条例とするのではなく、法との整合性を図りつつ、障害を理由とする差別の解消に向けた具体性・実効性のある条例を目指している。

条例制定のスケジュール(案)

◎2018年度

10～3月…条例骨子案の作成・検討

◎2019年度

条例原案の作成・検討

※市民、事業者、障害者団体等、様々な立場の当事者との意見交換会の開催、パブリックコメントの募集、シンポジウムの開催等、市民の意見を聴く機会を複数回設ける。

※各分野の事業者に、「障害者差別解消法について」、「法施行後の対応」、「苦慮している点」等について、近々ヒアリングを行う予定